

主 文

本件再審査請求を却下する。

理 由

- 1 再審査請求人（以下「請求人」という。）は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養補償給付を支給しない旨の処分を不服として、当審査会に平成〇年〇月〇日付けで労働保険再審査請求書（以下「再審査請求書」という。）を提出した。
- 2 請求人は、再審査請求書において、再審査請求の趣旨を、「労働基準監督署より原処分を受けた際、理由が業務に起因して発生したとは認められないとあったが、通知を受取後、担当官に明確な理由を尋ねたところ、理由が移動は業務であるが災害性、事故性がないと変化し信用性に欠ける、又専門家である医師に医学的知識、見解を求めず判断しており、納得できるものでなかった為再審査を請求する。」としている。

当審査会は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）あてに請求人の審査請求に係る関係資料の送付を求めたところ、審査官からは平成〇年〇月〇日付事務連絡にて請求人に係る審査請求は受付していないとの回答であった。
- 3 ところで、労災保険法第38条は、「保険給付に関する決定に不服のある者は、労働者災害補償保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服のある者は、労働保険審査会に対して再審査請求をすることができる。」とし、第2項において、「前項の審査請求をしている者は、審査請求をした日から3箇月を経過しても審査請求についての決定がないときは、当該審査請求に係る処分について、決定を経ないで、労働保険審査会に対して再審査請求をすることができる。」旨規定していることから、当審査会に対する再審査請求は、労働者災害補償保険審査官に対する審査請求を経た上でのみすることができるものである。
- 4 本件についてこれを見ると、上記2でみたとおり、本件再審査請求について審査官に対する審査請求を経ておらず、当審査会の審査の対象は、労働者災害補償保険

審査官に対する審査請求を経ていることが要件であるところから、その手続を経していない本件再審査請求は適法なものとは認められない。

- 5 したがって、請求人の本件再審査請求は、審査官に対する審査請求を経していない不適法なものであり、かつ、その性質上その欠陥が補正することができないものであるので、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第50条において準用する同法第10条の規定により却下されるべきものである。

よって、主文のとおり裁決する。